

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間] 第11章 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」の目的

上巻  
P571

法令を遵守し、介護支援専門員の業務を適切に遂行できるよう、

介護保険制度に係る法令等を正しく理解する。

介護支援専門員養成研修における  
修了評価に関する指針

追加

図表 3 修得目標の意味

領域	修得目標の表現	意味
認知領域 「想起」	「～を述べることができる」	必要な知識を記憶しており、具体的な用語や実例等を回答できるレベル
認知領域 「解釈」	「～について説明できる」	必要な理念や考え方について理解しており、その理念や考え方について自分の言葉で具体的に説明できるレベル
認知領域 「問題解決」	「～を判断できる」	さまざまな情報と、理念や考え方に基づき、専門職として、問題解決に向けた妥当な判断を行うことができるレベル
情意領域	「～に配慮できる」	専門職として持べき姿勢や態度を有して実践できるレベル
精神運動領域	「～を行えることができる」 「～(動作を)できる」	必要な技能を有し、専門職として具体的に実践できるレベル

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間] 第11章 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」の修得目標

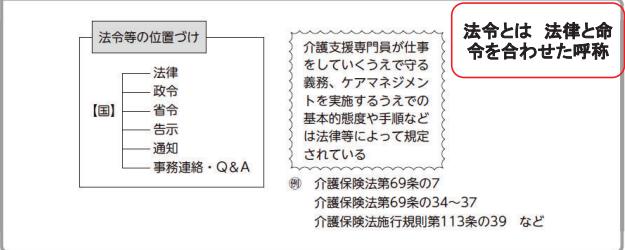
上巻  
P572

- ① 介護保険法の意義と目的について説明できる。
- ② 介護保険法に遵守したケアマネジメントの必要性が説明できる。
- ③ 利用者を取り巻く諸制度について説明できる。
- ④ 実践上の法令遵守について説明できる。
- ⑤ 介護報酬に係る関係告示や通知等の概要について説明できる。

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間] 第1節 介護保険制度に関する法令と関係性の理解[30分]

上巻  
P572

### 本節で学習することの概要



法律・政令・省令までが法令  
上位のものほど法的な拘束力が強い

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間] 第1節 介護保険制度に関する法令と関係性の理解[30分] [1 法令等を理解する意義と目的]

上巻  
P573

- 介護支援専門員のケアマネジメントに関する業務は、保有資格や業務経験に基づく専門性とともに、この研修等で修得するケアマネジメントに関する専門的知識・技術・態度の発揮が求められる専門性の高いものだが、どんなに専門性が高い仕事であっても、社会的要請に従って守るべき規範や必要な手順が定められている
- 介護保険制度の財源は、公費(租税)と保険料であり、非常に公共性が高く、そのため、介護保険制度のなかで介護支援専門員が仕事をしていくうえで守るべき義務や、ケアマネジメントを実施するうえでの基本的態度や手順については、法律等によって規定されている部分も多い
- 介護保険法(平成9年法律第123号)に関する法令等を理解することが大変重要だが、それとともにケアマネジメントに関する支援をしていくうえで、関連する制度の理解が欠かせない

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間] 第1節 介護保険制度に関する法令と関係性の理解[30分] [2 法令等の関係性]

上巻  
P573

- 1. 法令等の位置づけの理解
  - 日本の法令等の最高法規は憲法である
  - ・日本の社会保障・社会福祉は日本国憲法第25条の規定に基づいて法律として制定され、それぞれ実施されている
  - 高齢者介護については、かつては老人福祉法(昭和38年法律第133号)や旧老人保健法(昭和57年法律第80号)を中心して実施されてきたが、介護保険法が1997(平成9)年12月に公布され、2000(平成12)年4月より本格的に施行され、介護保険制度が開始された
  - ・一般的に法律で定められた内容だけでは詳細な事柄が明確でないため、政令や省令において詳細を定めること(委任)が法律を実施するにあたって、位置づけられている

日本国憲法第25条  
1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する  
2. 国は、すべての生活面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



追加

### 法とは何か

- この問いに対しては、様々な議論、見解がありますが、法についての一つの考え方として、「社会あるところに法あり」という言葉があります。
- 例えば、自分一人しかいない星に暮らしていたとしたら、法は必要ありませんが、人が二人以上いる社会には、一定の秩序、ルールが必要となってくるため、法が生まれるという考え方です。
- 法には、国家と国民の間を規律する公法（憲法、刑法など）と、私人同士の関係を規律する私法（民法など）があります。
- 法の機能**についての考え方には諸説あり、見解の統一は見られませんが、例えば、次のような機能を考えることができます。

- ① 人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能（略）
- ② 人の活動を促進する機能（略）
- ③ 紛争を解決する機能（略）
- ④ 資源を配分する機能

そのほか、法には、人々の自由・平等をより実質的に保障するために、国家が一定の政策に基づいて、資源を配分するための機能もあります。例えば、各種公共サービスの提供、社会保障、保険や税による財の再分配などがこの機能に基づくものですが、これは国家が一定の政策目標を実現するためのものである点で、①、②、③の機能とは位置付けが異なります。

### 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解【2時間】

#### 第1節 介護保険制度に関する法令と関係性の理解【30分】

[2 法令等の表1-1]

区分等	規格 サービス	施設介護支援 サービス	介護予防 支援サービス	地域密着型 サービス	地域密着型介護 サービス	介護老人福祉 施設	介護老人保健 施設	介護医療院
規格								
告示								
施行規則								
「運営基準」								
告示								
「算定基準」								
告示								
「施設の運営に係る基準」								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
「算定基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								
「運営基準」の算定基準								
告示								
通知								

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

第1節 介護保険制度に関する法令と関係性の理解[30分] 【3介護支援専門員の業務や役割と法令等の関係】



### 介護保険法

#### (居宅介護サービス計画費の支給)

第 46 条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」といふ。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2 居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。)とする。

↓

**指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準**(平成12年厚生省告示第20号)



### 自己点検シート

(介護報酬編)

#### 居宅介護支援・介護予防支援

事業所番号：33

事業所名：

点検年月日：令和 年 月 日( )

点検担当者：



【令和6年6月版】

### ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準



- (指定居宅介護支援の具体的な取扱方針)
- 第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならぬ。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に充て十分に説明し、理解を得なければならない。
- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

第1節 介護保険制度に関する法令と関係性の理解[30分] 【3介護支援専門員の業務や役割と法令等の関係】



### 介護保険法

○ 報酬告示にはさらに「別掲告示」として別に「厚生労働大臣が定める基準」等を参照する部分がある

(例)別表 注3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100 分の50 に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

↓

厚生労働大臣が定める基準(平成27 年厚生労働省告示第95 号)

#### ハ十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条第2項並びに第13 条第7号、第9号から第11 号まで、第14 号及び第15 号(これらの規定を同条第16 号において準用する場合を含む。)に定める規定に適合していないこと。



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の適用基準
運営基準減算 (50/100)	運営基準減算の従前の開設に際し、あらかじめ利害関係者は運営基準を定めた場合に、利害関係者の権利を保護するための運営基準を定めた場合に、運営基準を定めようとするときの運営基準を定めることに同意したことについて、文書に記載していること	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・運営基準説明書 ・契約書 ・支援経過	告示別表イ25 通知第3の6	P584～585
	運営基準を定めた場合に、利害関係者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・アセスメント記録、支援経済等	01～4	P162～163
	①利用者の居宅を訪問し、利害関係者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する会員登録		
	②サービス担当者会議の開催	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施			
	③運営基準を新規に作成した場合及び変更した場合	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施			
	④運営基準を変更するに際しては、利害関係者が運営基準を定めようとした場合に、運営基準を変更するに際しては、利害関係者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・運営基準記録		
	モニタリングに係る	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・モニタリング記録		
	1月に1回、利害関係者の面接を実施し、利用者に面接	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施			
	2月に1回、利害関係者の面接を実施し、利害関係者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施			
	モニタリングに係る	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・モニタリング記録		
	モニタリングに係る	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施	・モニタリング記録		
運営基準減算 (50/100)	運営基準減算(50/100)が2月以上継続	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 未実施	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ25 通知第3の6	P584～585
	2月から適用	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 未実施	・モニタリング記録等	02	P162

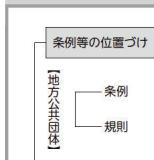
4ページ

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

第2節 地方自治体による条例等の理解[30分]



### 本節で学習することの概要



#### 地方分権改革の経緯

- 1993年：「地方分権の推進に関する決議」
- 1994年：「今後における行政改革の推進方策について」
- 2011年：第1次地方分権一括法

#### 介護保険制度の動向

- 2013年：居宅介護支援の基準(=都道府県条例)
  - 介護予防支援と地域包括支援センターの基準(=市町村条例)
- 2016年：居宅介護支援の指定(=市町村に権限移譲)
  - 居宅介護支援の指定基準(=市町村条例)

など

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
第2節 地方自治体による条例等の理解[30分] 【1 条例の位置づけ】

上巻P581  
表11-3

①従うべき基準

条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない

(当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されると考えられているが、基準の範囲を逸脱すると違法であり、事実上変更は難しいことが多い)

②標準とすべき基準

法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならぬ

(そのうえで、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、標準と異なる場合には合理的な説明が必要)

③参酌すべき基準

法令の「参照すべき基準」を十分参考したうえで判断しなければならない

(そのうえで、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。参照する行為を行ったかどうかについて説明責任がある)

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
第2節 地方自治体による条例等の理解[30分] 【1 条例の位置づけ】

上巻P581  
表11-4

市町村の条例で定めることとされている事項

- 介護認定審査会の委員の定数
- 区分支給限度基準額の上乗せ
- 種類支給限度基準額の設定
- 福祉用具購入費・住宅改修費の支給限度基準額の上乗せ
- 市町村特別給付
- 第1号被保険者の保険料率
- 普通徴収による保険料の納期
- 特別の理由がある者に対する保険料の減免、徴収猶予
- その他の保険料の賦課徴収等に関する事項
- 市町村による過料に関する事項
- 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員
- 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の指定基準
- 居宅介護支援の指定基準（基準該当を含む）
- 介護予防支援の指定基準（基準該当を含む）
- 地域包括支援センターの職員等に関する基準

都道府県（政令指定都市・中核市）の条例で定めることとされている事項

- 介護保険審査会の公益を代表する委員の人員、会議体を構成する委員の定数
- 介護老人福祉施設の入所定員
- 居宅サービス（介護予防サービス）の指定基準
- 基準該当サービス（基準該当介護予防サービス）の基準
- 介護保険施設の人員、施設、設備、運営に関する基準

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
第2節 地方自治体による条例等の理解[30分]

上巻  
P580

本節で学習することの概要



介護サービスの種類

追加

市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス
<b>介護給付を行うサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎居宅介護サービス           <ul style="list-style-type: none"> <li>【訪問サービス】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○専門療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎施設サービス           <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>○介護病院</li> </ul> </li> </ul>	<b>通所サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <b>短期入所サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所看護介護</li> </ul>
<b>予防給付を行うサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎介護予防サービス           <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul> </li> </ul>	<b>通所サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <b>短期入所サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所看護介護</li> </ul>
	<b>◎地域密着型介護予防サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul>
	<b>◎居宅介護支援</b>
	<b>◎地域密着型介護予防サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul>
	<b>◎介護予防支援</b>

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
第2節 地方自治体による条例等の理解[30分] 【2 地方分権改革の経緯】

上巻P583  
表11-5

厚生労働省令に定める基準に従い定めるもの

①従業者の基準・従業者数

②居室、療養室、病室の床面積（居宅介護支援以外）

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用定員

④事業の運営に関する事項のなかで、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保、秘密の保持等に密接に関連する事項

厚生労働省令に定める基準を標準として定めるもの

利用定員（上記③を除く）

⑤厚生労働省令に定める基準を参考して定めるもの

上記以外の事項

指定居宅介護支援の基準

厚生労働省令に定める基準に従い定めるもの

①従業者の基準・従業者数

②事業の運営に関する事項のなかで、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保、秘密の保持等に密接に関連する事項

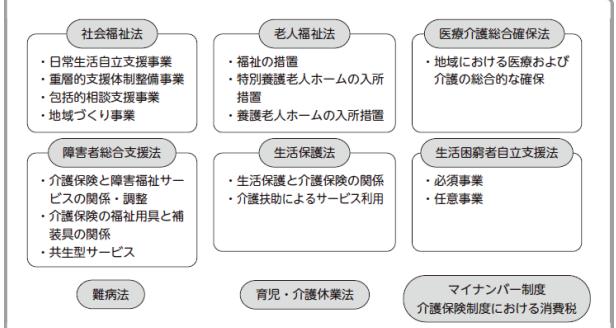
厚生労働省令に定める基準を参考して定めるもの

上記以外の事項

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

上巻  
P584

本節で学習することの概要



**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)]**

上巻  
P585

1. 日常生活自立支援事業

この事業は、下記の①、②の両方に該当する人が対象となる

- ①判断能力が不十分な人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な人)
  - ②本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人であり、成年後見(保佐・補助を含む)までは至らないものの福祉サービスや日常の契約に困難がある人
- 援助の内容は、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造・居住家屋の賃借・日常生活上の消費契約、住民票の届出等の行政手続に関する援助等とされており、具体的には、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常の金銭管理)、定期的な訪問による生活変化の察知などとなっている
- ・実施主体は、都道府県および政令指定都市の社会福祉協議会であり、窓口業務等は市町村社会福祉協議会等

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)]**

上巻  
P585

1. 日常生活自立支援事業

- ・利用希望者が実施主体に対して申請のための相談をすると、実施主体は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認するとともに、本事業の契約の内容についての判断能力の判定を行う
- ・利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断された場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約が締結される
- ・契約内容や本人の判断能力等の確認を行うために「契約締結審査会」が設置され、また適正な運営を確保するための監督を行う第三者の機関である「運営適正化委員会」も設置され、利用者の安心感が確保される
- ・なお、実施主体が定める利用料を利用者が負担(訪問1回あたり利用料平均120円程度)することになっているが、契約締結前の初期相談等にかかる経費や生活保護受給世帯の利用料については無料

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)]**

上巻  
P585

2. 重層の支援体制整備事業

○重層の支援体制整備事業は、市町村(特別区を含む)が実施主体となり、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することによって、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としている

1)包括的相談支援事業

2)地域づくり事業

3)参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・他機関協働事業

**重層的支援体制整備事業**  
追加  
 社会福祉法(昭和26年法律第45号)  
 地域共生社会推進室  
 (内閣2289)

令和7年度当初予算  
 【括弧内は前年度比】  
 1. 地域づくり事業  
 2. 多機関協働事業等  
 3. 令和6年度補正予算額  
 4. 令和6年度補正予算額

1 事業の目的  
 [多機関協働事業等] 56億円 ( -53億円 )

○社会福祉法第106条の3において、市町村は地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制(包括的な支援体制)の整備に努めることとされている。

○重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。

○これまで高齢・障害・子ども・生活困窮者等の分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用すること前提に、これまででは十分に対応ができない支援ニーズを克服した上で、その実現を図り、人口減少社会に対応する包括的な支援を行なうことを目的とする。

2 事業の概要 (以下の全ての取組を実施)

包括的相談支援事業	
○ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野に基づく相談支援事業を一連的に行なうことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受付・止めます。	
○ 地域包括支援センターの会館 障害者相談支援事業 地域活動支援センターの会館	○ 子ども 利用者支援事業 障害 自立相談支援事業
○ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野に基づく地域づくり事業を一連的に行なうことにより、地域住民等に相談する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行ないます。	

地域づくり事業

○ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野に基づく地域づくり事業を一連的に行なうことにより、地域住民等に相談する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行ないます。

○ 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。

○これまで高齢・障害・子ども・生活困窮者等の分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用すること前提に、これまででは十分に対応ができない支援ニーズを克服した上で、その実現を図り、人口減少社会に対応する包括的な支援を行なうことを目的とする。

3 実施主体等

実施主体
市町村
・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各分野に基づく補助基準・負担額を維持
実施市町村数
・令和3年度 : 42 ・令和4年度 : 134 ・令和5年度 : 189 ・令和6年度 : 346 ・令和7年度 : 473 (予定)

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)]**

上巻  
P586

○老人福祉法は1963(昭和38)年に制定された高齢者福祉施策の基本的事項を規定する法律

・介護保険制度が導入される前はこの法律に基づいて福祉系の介護サービスの提供が公費

によって行われてきた

・現在は、市町村が行う福祉の措置、老人福祉の事業や施設、有料老人ホーム、老人福祉計画

画などについて定められている

1)福祉の措置(居宅における介護等(老人福祉法第10条の4)

2)特別養護老人ホームの入所措置(老人福祉法第11条第1項第2号)

3)養護老人ホームの入所措置(老人福祉法第11条第1項第1号)

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[3 地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律(平成元年法律第54号)]**

上巻  
P588

○この法律は、1989(平成元)年に制定された「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的な施設の整備の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)(通称WAC法)が2014(平成26)年に現在の名称に改訂されたもの(「医療介護総合確保法」という)

○医療介護総合確保法は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、医療法(昭和23年法律第205号)、介護保険法等の関係法律についての改正とともに制定された

1)総合確保指針の概要

①医療及び介護の総合的な確保の意義

②総合確保指針の内容

・「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築 ・サービス提供人材の確保と働き方改革

・限りある資源の効率的かつ効果的な活用 ・デジタル化・データヘルスの推進

・地域共生社会の実現

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]

上巻  
P591

- 2011(平成23)年の障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正を踏まえ、それまでの「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正し、2013(平成25)年に施行された。
  - ・この法律では、改めて目的と基本理念が示され、障害の種類にかかわらず、難病等の患者を含めた障害者・児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、総合的な支援をすることを目的としている。
  - ・障害支援区分(障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの)が導入され、自立支援給付として、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費等が給付の対象。
  - ・また、市町村による地域生活支援事業が実施され、地域における障害者の生活を支援する環境が整えられている。

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]

上巻P591  
表11-6

#### ○障害者総合支援法の目的

この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第233号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本の人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]

上巻P577  
表11-7

#### ○障害者総合支援法の基本理念

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられる。
- ④ 社会参加の機会が確保される。
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他人々と共生することを妨げられない。
- ⑥ 社会的障壁が除去される。

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]

上巻P592  
表11-8

#### ○地域生活支援事業

<市町村が実施>  
1 理解促進研修・啓発事業  
2 自発的活動支援事業  
3 相談支援事業 (1)基幹相談支援センター等機能強化事業 (2)住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)  
4 成年後見制度利用支援事業  
5 成年後見制度法、送見支援事業  
6 意思疎通支援事業  
7 日常生活用具給付等事業  
8 手話等仕事員養成研修事業  
9 移動支援事業  
10 地域活動支援センター機能強化事業  
<都道府県が実施>  
1 専門性の高い相談支援事業 (発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害等の支援普及事業)  
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (手話通訳者・要約筆記者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修、失語症者向け意思疎通支援者養成研修)  
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者のそれぞれの派遣事業)  
4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業  
5 広域的な支援事業

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]

上巻P592  
～P593

#### 1. 介護保険と障害福祉サービスの関係・調整

- 障害福祉サービスを受けていた人については、**55歳になると原則介護保険によるサービスが優先されることとなっている**(障害者総合支援法第7条)
- ・これは、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的にこの**介護保険サービス**に関する保険給付を優先するということ

#### 2. 介護保険の福祉用具と補装具の関係

- 障害福祉サービスのなかの補装具の利用についても同様であり、基本的に介護保険の福祉用具貸与に含まれる車いす、歩行器、歩行補助、つえ等については、原則介護保険法の保険給付が優先される

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]

上巻  
P593

#### 3. 共生型サービス

- 共生型サービスは、介護保険サービス事業所と障害福祉サービス事業所が互いのサービスを同一事業所で提供しやすくなることを目的とした制度
- ・それによって、障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになること、高齢者・障害者・児とも、利用できる事業所の選択肢が増えること、介護や障害といった制度の枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができるなど、地域共生社会を推進するためのきっかけとなること、人口減少社会において、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うこと、など各地域で発生している課題の解決や目標の達成の一助となることが期待されている

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)]**

3. 共生型サービス

介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○訪問介護	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○放課後等デイサービス（同上）
デイサービス	○通所介護 ○地域密着型通所介護	○短期入所
ショートステイ	○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	○生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○放課後等デイサービス（同上）
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	□通い □泊まり	○短期入所

上巻P594  
図11-1

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[5 生活保護法(昭和25年法律第144号)]**

上巻  
P594

- 生活保護は、日本国憲法第25条における健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立した生活ができるよう援助するセーフティネットといえる制度である
- ・資産、能力等あらゆるものを利用することを前提として必要な保護が行われる
- 生活保護は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類の扶助に分かれており、生活を営むうえで必要な各種費用に対応して扶助が支給される
- なお、直近の保護率（人口のなかの生活保護受給者の割合）は1.62%（生活保護の被保護者調査（令和5年4月分概数））となっており、生活保護受給者のなかで高齢者の割合は55%を超えており（特に単身世帯の高齢者がそのほとんどを占めている（受給者全体の約52%））
- ・生活保護については、福祉事務所が相談窓口ですが、後述の生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業を活用することも可能

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[5 生活保護法(昭和25年法律第144号)]**

追加

1. 生活保護と介護保険の関係

- 65歳以上の人には生活保護受給者であっても、介護保険制度の第1号被保険者となる（適用除外施設への入所者を除く）
- ・40～64歳の人は医療保険加入者であれば介護保険制度の第2号被保険者となるが、医療保険に未加入の人は介護保険の被保険者とはならない
- ・生活保護受給者は国民健康保険の被保険者から除外されているため、40～64歳の医療保険未加入者の多くは生活保護の受給者となっている
- ・生活保護受給者の介護保険の保険料は生活扶助のなかで給付される
- 1)生活保護の受給者で第1号被保険者または第2号被保険者となっている場合
- 2)40～64歳で介護保険の被保険者出ない人
- 3)介護扶助によるサービス利用

上巻  
P595

第二章 被保険者

- (被保険者)
- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。
- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
  - 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

**国民健康保険の加入資格について**

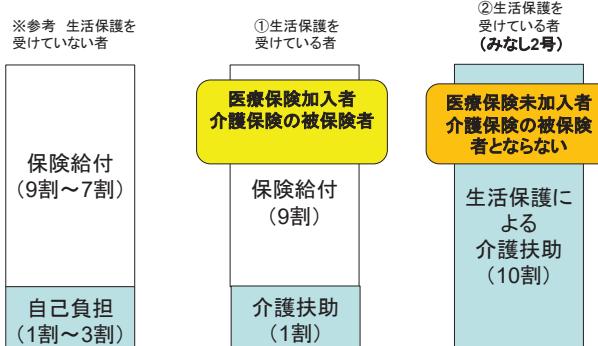
厚労省ホームページ 国民健康保険より

日本国内に住所を有する方であって、以下のいずれにも該当しない方は、国民健康保険の被保険者となります。

- ・他の医療保険（健康保険）に加入している方、その被扶養者
- ・生活保護を受けている方
- ・後期高齢者医療制度に加入している方
- ・短期滞在在留外国人の方など

介護扶助のイメージ

追加



**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**

**第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]**  
**[6 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)]**

上巻P596  
～P597

○生活困窮者自立支援制度は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする

○生活保護の対象とならないように、あるいは生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないように、第2のセーフティネットとしての役割を果たし、市（特別区を含む）や福祉事務所を設置している町村、都道府県が事業を実施している

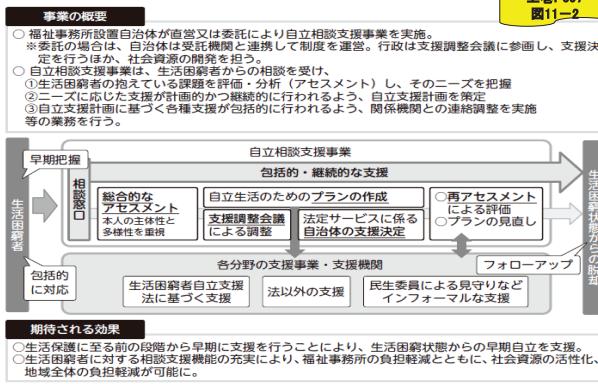
- 1) 必須事業… ①自立相談支援事業 ②居住確保給付金の支給  
2) 任意事業… ①就労準備支援事業 ②一時生活支援事業

③家計改善支援事業 ④子供の学習・生活支援事業

### 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

#### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[6 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)]



### 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

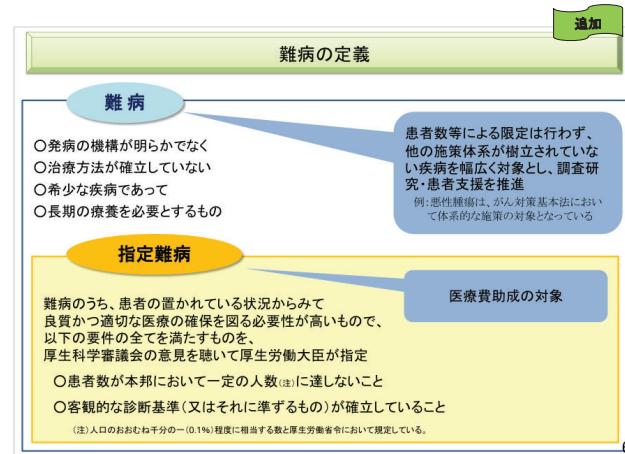
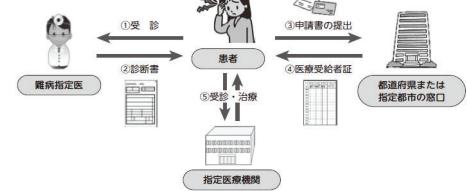
#### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[7 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)(平成26年法律第50号)]

- 指定されている難病について、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援するための法律
- ・また、治療方法の確立等に資するため、難病に関するデータの収集を効率的に行い、治療研究を推進することが目標されている
- ・医療費助成の相談・申請の窓口は、都道府県(政令指定都市を含む)の保健所等

上巻  
P598

図11-3



6

### 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

#### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[8 育児休業・介護休業等育見または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)]

上巻P599  
表11-9

制度	概要
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます 有期契約労働者も要件を満たせば取得できます
介護休暇	通院の回数多い、介護サービスに必要な手続きなどをを行うために、年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで1日または時間単位で介護休暇を取得することができます
所定外労働の制限 (残業免除)	介護が終了するまで、残業を免除することができます
時間外労働の制限	介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます
深夜業の制限	介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます
所定労働時間短縮等の措置	事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次いでのいずれかの措置を講じなければなりません ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・時差出勤の制度 ・介護費用の助成措置 ※労働者は、措置された制度を利用することができます
不利益取扱いの禁止	介護休業などの制度の申し出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止しています
ハラスマント防止措置	上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付けています

### 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

#### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[9 マイナンバー(個人番号)制度・介護保険制度における消費税]

上巻  
P600

1. 個人番号(マイナンバー)制度と特定個人情報の保護
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)に基づき実施されており、国民一人ひとりに対し「個人番号(マイナンバー)」を指定し、個人番号カード(マイナンバーカード)を発行する手続きが定められ、個人番号の行政手続き等での活用方法とともにその情報の保護が図られている
- 介護保険制度に関する申請事項にも個人番号が用いられており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について」(平成27年老発0929第5号)において、詳細が示されている

### 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

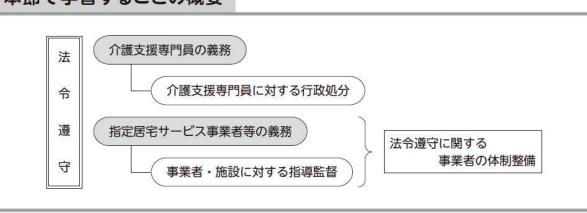
#### 第3節 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]

[9 マイナンバー(個人番号)制度・介護保険制度における消費税]

上巻P600  
表11-10

1. 個人番号(マイナンバー)制度と特定個人情報の保護  
(個人番号の記載が必要な主な申請事務)

被保険者証の交付、被保険者証の再交付および返却、負担割合証の交付等、氏名変更の届出、住所変更の届出、世帯変更の届出、資格喪失の届出、要介護認定(要支援認定)の申請、介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請、高額介護サービス費・高額医療合算サービス費等の支給の申請、特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定・特例等

	<p><b>第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]</b></p> <p><b>第3章 ケアマネジメントの実践において関連する介護保険法以外の法律等の理解[30分]</b></p> <p>[9 マイナンバー（個人番号）制度・介護保険制度における消費税]</p> <p style="text-align: right;">上巻 P601</p> <p><b>2. 介護保険制度のサービスにおける消費税の取り扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険制度の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援</li> <li>■総合事業の各サービスに対する消費税は非課税となっている</li> <li>・区分支給限度基準額を超えて提供される全額自己負担のサービスがあつても、保険給付と同等のサービスであれば消費税は非課税となる</li> <li>・介護保険のサービスのなかでは福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修についてはこの非課税の範囲には含まれておらず、また、当然そのサービスに付随して提供されることが予定される日常生活に要する費用（通所系の食材料費・おむつ代等、入所系の食材料費・居住費用・理美容代等）についての消費税は非課税となる</li> </ul>
<p><b>第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]</b></p> <p><b>第4章 法令遵守の理解[30分]</b></p> <p style="text-align: right;">上巻 P603</p> <p><b>本節で学習することの概要</b></p> 	<p><b>第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]</b></p> <p><b>第4章 法令遵守の理解[30分]</b></p> <p style="text-align: right;">[1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P603</p> <p><b>○介護保険法第1条において、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度が設けられ、保険給付等に関して必要な事項を定めて、国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることが目的であることが定められている</b></p> <p><b>○介護サービスの事業者には、介護保険法等の法令に基づく「必要な事項」を遵守し、要介護者等のために忠実に職務を遂行しなければならない</b></p> <p><b>・法令を遵守することは従業者個人の遵法に関する考え方も重要ですが、組織的な取り組みのなかで、従業者が介護保険制度の理念を十分に理解しながらサービス提供を行う体制を整備することが求められている</b></p> <p><b>・特に介護支援専門員については、介護保険制度のなかで重要な役割が期待されており、介護保険法によってその義務が定められている</b></p>
<p><b>第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]</b></p> <p><b>第4章 法令遵守の理解[30分]</b></p> <p style="text-align: right;">[1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P603</p> <p><b>1. 介護支援専門員の義務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>介護支援専門員には、介護保険制度の理念に沿って、ケアマネジメントを通じて、要介護者等個人の心身の状況、環境、希望等に応じた質の高い総合的サービスが提供されることが求められており、介護保険法でその責務が示されるとともに、違反した場合の処分が定められている</b></li> <li>○介護保険法で定められている介護支援専門員の義務規定は以下のとおり</li> </ul> <p>① 人格尊重・職務忠実義務（第89条の34第1項）</p> <p>担当する要介護者等の人格を尊重し、常にその要介護者等の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者・施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない</p> <p>生命、身体、財産などを侵害すること、虐待を行うことが義務違反に該当する</p>	<p><b>第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]</b></p> <p><b>第4章 法令遵守の理解[30分]</b></p> <p style="text-align: right;">[1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P604</p> <p><b>1. 介護支援専門員の義務</b></p> <p>○介護保険法で定められている介護支援専門員の義務規定は以下のとおり</p> <p>② 基準遵守義務（第69条の34 第2項）</p> <p>介護保険法施行規則で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならぬことが規定されている。その遵守すべき基準は運営基準（支援）の第12条であることが定められている（介護保険法施行規則第113条の19）。</p> <p>③ 資質向上努力義務（第69条の34 第3項）</p> <p>要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助（自立支援）に関する専門的知識および技術の水準を向上させるとともに、その他の資質の向上を図るよう努めなければならない</p>

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第4節 法令遵守の理解[30分]** [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P604

1. 介護支援専門員の義務

○介護保険法で定められている介護支援専門員の義務規定は以下のとおり

④ 介護支援専門員証の不正使用および名義貸しの禁止(第69条の35)

介護支援専門員証を不正に使用すること、その名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用することは禁止とされる

⑤ 信用失墜行為の禁止(第69条の36)

介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。該当する行為の範囲は明確化されていないが、介護保険法の規定を守らないこと(介護報酬の不正請求など)、他の犯罪行為を行うことなどが該当する

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第4節 法令遵守の理解[30分]** [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P604

1. 介護支援専門員の義務

○介護保険法で定められている介護支援専門員の義務規定は以下のとおり

⑥ 秘密保持義務(第69条の37)

正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これは、介護支援専門員でなくなった後においても同様に守るべき義務。また、個人情報保護については個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(個人情報保護法)に基づく規定に留意する必要がある。

なお、秘密保持義務が解除される正当な理由としては、主に以下のことが挙げられる。

直接支援の担当者以外も出席する事例検討会や学会発表等における事例発表については、個人情報が秘匿されるような取り扱いや研究倫理の遵守が必要

・対象者の明示的な意思表示を得た場合

・高齢者虐待を発見した場合(高齢者虐待防止法第7条第1項)

・サービス担当者会議等で対象者に直接かかわっている専門家同士で話し合う場合(この場合では共有する情報は必要なものに限るなどの配慮が必要)

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第4節 法令遵守の理解[30分]** [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P606

1. 介護支援専門員の義務 (介護支援専門員に対する行政処分等)

① 報告

・都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員および当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、業務についての必要な報告を求めることができる

② 人格尊重・職務忠実義務(介護保険法第69条の34 第1項)と基準遵守義務

(介護保険法第69条の34 第2項)への違反

・都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員または当該都道府県の区域内での業務を行う介護支援専門員が人格尊重・職務忠実義務または基準遵守義務に違反していると認めるととき、必要な指示をし、または当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第4節 法令遵守の理解[30分]** [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P606

1. 介護支援専門員の義務 (介護支援専門員に対する行政処分等)

③ 介護支援専門員証の交付を受けていない場合

・都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員または当該都道府県の区域内での業務を行う介護支援専門員として業務を行ったときは、必要な指示をし、または当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる

④ ②・③の指示や命令に従わない場合

・都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員または当該都道府県の区域内での業務を行う介護支援専門員が②・③による指示や命令に従わない場合には、1年内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第4節 法令遵守の理解[30分]** [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P607

1. 介護支援専門員の義務 (介護支援専門員に対する行政処分等)

⑤ 介護支援専門員の登録の消除をしなければならない場合

○都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない

・介護保険法第69条の2 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合

・不正の手段により登録を受けた場合

・不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合

・業務を行うことの禁止処分に違反した場合

(登録を受けていたが介護支援専門員証の交付を受けていない者が次のいずれかに該当する場合にも、登録している都道府県の知事は、登録を消除しなければなりません。)

・介護保険法第69条の2 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合

・不正の手段により登録を受けた場合

・介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

**第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]**  
**第4節 法令遵守の理解[30分]** [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P608

1. 介護支援専門員の義務 (介護支援専門員に対する行政処分等)

⑥ 介護支援専門員の登録を消除することができる場合

・都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次のいずれかに該当する場合

には、当該登録を消除することができる

① 以下の義務への違反

・人格尊重・職務忠実義務(介護保険法第69条の34 第1項)

・基準遵守義務(介護保険法第69条の34 第2項)

・介護支援専門員証の不正使用の禁止(介護保険法第69条の35)

・名義貸しの禁止(介護保険法第69条の35)

・信用失墜行為の禁止(介護保険法第69条の36)

・秘密保持義務(介護保険法第69条の37)

② 報告を求められたときに報告をしなかった、または虚偽の報告をした場合

③ 指示または命令に違反して、情状が重い場合

第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解【2時間】  
第4節 法令遵守の理解【30分】 [1 法令遵守の意味と位置づけ] 上巻 P608

○下記の各サービスの事業者・施設は、「要介護者(要支援者)の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者(要支援者)のため忠実にその職務を遂行しなければならない」と介護保険法において人格尊重・職務忠実義務および法令等の遵守が規定されている

- ・指定居宅サービス事業者(介護保険法第74 条第5 項)
  - ・指定地域密着型サービス事業者(介護保険法第78 条の4 第8 項)
  - ・指定居宅介護支援事業者(介護保険法第81 条第5 項)
  - ・指定介護老人福祉施設(介護保険法第88 条第6 項)
  - ・介護老人保健施設(介護保険法第97 条第7 項)
  - ・介護医療院(介護保険法第111 条第7 項)
  - ・指定介護予防サービス事業者(介護保険法第115 条の4 第6 項)
  - ・指定地域密着型介護予防サービス事業者(介護保険法第115 条の14 第8 項)
  - ・指定介護予防支援事業者(介護保険法第115 条の24 第6 項)

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

**概要**  
【ア】短期入所系サービス★・多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

- 身体的拘束等の行為による適正化を図る観点から、以下の見直しを行を行う。

▲ 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。**【省令改正】**また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられない場合には、基本報酬を減算する。その際、1年間に経過措置期間を設けることとする。**【告示改正】**

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者は又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを定める。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由由を記録することを義務付ける。**【省令改正】**

## 基準

○ 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならぬ旨を規定する。  
■ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催とともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  
■ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
■ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

○ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。  
■ 利用者は又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを定める。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由由を記録しなければならないこと。

6. 居宅介護支援①

### 改定事項

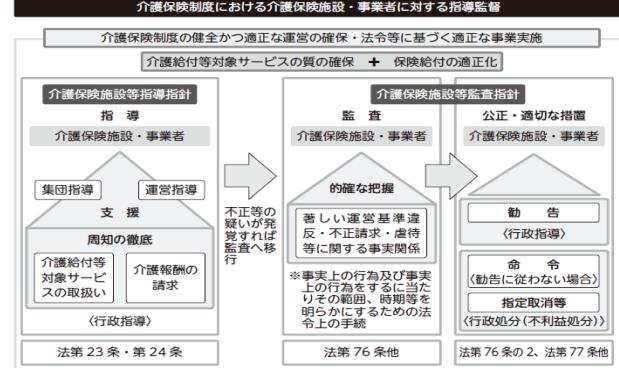
- 居宅介護支援 基本報酬
  - ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
  - ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
  - ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
  - ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
  - ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
  - ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
  - ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
  - ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
  - ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
  - ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
  - ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
  - ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
  - ⑬ 3(3)⑯介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解[2時間]

#### 第4節 法令遵守の理解[30分]

## 【1 法令遵守の意味と位置づけ】

上卷P610  
圖11-4



## 第11章 ケアマネジメントに係る法令等の理解【2時間】

第4節 法令遵守の理解[30分] 【2 法令遵守に関する事業者の体制整備】

### (業務管理体制整備の内容)

上卷P611  
圖11-5

法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守マニュアルの監査
20未満	20以上100未満	100以上
指定または許可を受けて		
不適切な選任		

## 介護保険制度の見直しに関する意見

令和7年12月25日  
社会保障審議会介護保険部会